

保険料は 20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間納めます

国民年金に
加入する方へ

こんなときは届出を

自営業の方 (第 1 号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
会社員になった	勤務先	第 2 号被保険者
会社員と結婚し、扶養されるようになった	配偶者の勤務先	第 3 号被保険者

会社員の方 (第 2 号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
退職した	役場	第 1 号被保険者
退職し、すぐに再就職した	新しい勤務先	第 2 号被保険者
会社員と結婚し、扶養されるようになった	配偶者の勤務先	第 3 号被保険者

会社員に扶養されている方 (第 3 号被保険者)



こんなとき	届出先	変更後の種別
年収が 130 万円以上になった	役場	第 1 号被保険者
配偶者が退職して自営業等になった	役場	第 1 号被保険者
会社員になった	勤務先	第 2 号被保険者

納め方いろいろ

平成 25 年度の国民年金保険料は 月額 15,040 円です

納付書（現金）で納付（各種金融機関、コンビニなど）

口座振替、クレジットカード、インターネット等による電子納付（手続きが必要です。）

まとめ払いをすると、割引が適用されます

将来受け取る年金額を増やしたい方は…

付加保険料を納める

付加保険料額は、月額 400 円です。

国民年金保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、年金を受給するときに乗せの付加年金を受け取ることができます。

追納制度で納める

国民年金保険料の免除期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、65 歳から受けられる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10 年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

任意加入制度で納める

老齢基礎年金（65 歳から受給）は、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間保険料を納めな

ければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が 40 年間に満たない場合は、60 歳から 65 歳までの間も国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として 25 年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70 歳になるまで任意加入することができま

『ねんきんネット』サービスでは、国民年金や厚生年金などの年金加入記録が確認できます。

ねんきんネット 検索

役場国民年金窓口でも確認できます。

問合せ

住民生活課住民サービスグループ ☎ 2940